

令和5年度千葉県国民健康保険特別会計の決算剰余金の取扱いについて

1. 令和5年度決算剰余金の内訳

決算剰余金 約91.4億円 … ①

うち、・国庫負担金等返還金（令和6年度に返還） 約51.2億円（見込み） … ②

・令和6年度納付金減算額 約15億円 … ③

・財政安定化基金の財政調整事業分に積立てる額 約12.8億円 … ④

（令和5年度に国保特別会計に繰り入れた特例基金
の財政基盤強化分）

→ **国庫負担金等返還金等を除いた額（剰余金の残金） 約12.4億円 … ① - ② - ③ - ④**

2. 令和5年度決算剰余金の取扱い方針

剰余金の残金約12.4億円を令和7年度納付金減算額として活用することとしたい。

ただし、令和7年度の納付金額を算定した結果、令和6年度と比べて著しく一人当たり納付金額が増加する場合や、令和6年度の県国保特別会計の収支不足が見込まれた場合等は、必要に応じて財政安定化基金積立予定額について再検討することとする。